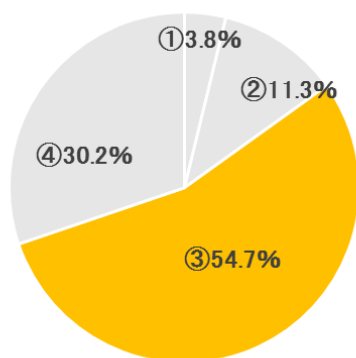


平成 29 年度 研究倫理教育等講習会理解度チェックアンケート

【個人情報保護法について】

問1. 個人情報取扱事業者の義務として個人情報保護法に規定されていないのはどれか。

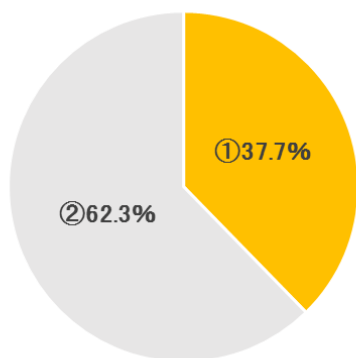
- ① 利用目的の範囲を超えた個人データ利用の禁止
- ② 本人からの求めによる当該保有個人データの開示
- ③ 大学における研究活動で取得した個人データの安全管理
- ④ 個人情報取得に際しての本人への利用目的の通知又は公表



【要配慮個人情報について】

問2. 大学に所属する研究者が、研究目的のために医療機関から診療情報（氏名、検査結果、病歴等）を入手しようとする場合は、医療機関がオプトアウトによる診療情報使用の同意を取っている場合でも、本人の同意が必要である。

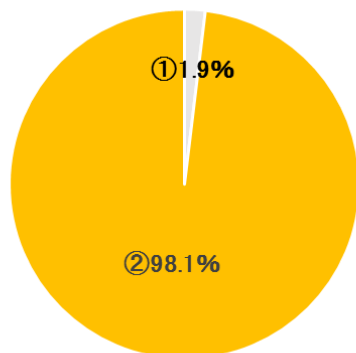
- ① そうだ
- ② そうでない



【匿名加工情報について】

問3. 匿名加工情報を研究に使用するとき、本人の同意が必要か。

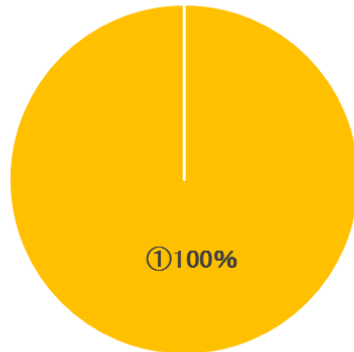
- ① 必要である
- ② 必要ではない



【個人情報保護委員会について】

問4. 個人情報保護委員会は個人情報取扱業者への指導監督業務を各省庁に代わって行うものであり、高い独立性を持っている

- ①■ そうである ②□ そうではない



【個人データの第3者提供の要件について】

問5. 個人データの第3者提供の取扱いで、第三者提供の例外となるのはどれか。2つ選びなさい。

- ①□ 民間保険会社からの紹介。 ②□ 職場からの紹介。
③■ 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国または地方公共団体への情報提供。
④□ マーケティング等を目的とする会社からの紹介。
⑤■ 個人データを特定の者の中で共同して利用するとして、予め本人に通知等している場合。

